

占用料改定一覧表（浦安市都市公園条例 第9条第2項「別表第3」より）

占有物件		単位	改正占用料（令和6年4月1日～）	現行の占用料（～令和6年3月31日）
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	2,050円	1,710円
	第2種電柱		3,160円	2,640円
	第3種電柱		4,390円	3,660円
	第1種電話柱		1,160円	970円
	第2種電話柱		1,870円	1,560円
	第3種電話柱		2,620円	2,190円
	その他の柱類		210円	180円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24円	20円
	地下電線その他地下に設ける線類		12円	10円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	2,160円	1,800円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,440円	1,200円
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	3,160円	2,640円
	送電塔その他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,160円	2,640円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	96円	80円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140円	120円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210円	180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		280円	240円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		390円	330円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550円	460円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		970円	810円
外径が1メートル以上のもの	1,950円	1,630円		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1日	99円（占用の期間が1月以上の場合は、90円）	99円（占用の期間が1月以上の場合は、90円）	
公衆電話所	1個につき1年	3,160円	2,640円	
郵便差出箱		1,870円	1,560円	
ガス制圧器室	占有面積1平方メートルにつき1年	3,160円	2,640円	
工事用施設及び工事用資材置場	占有面積1平方メートルにつき1月	1,060円	890円	
その他の物件又は施設	占有面積1平方メートル又は1基につき1月	400円	340円	

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- この表により算出した額（算出の単位が日で定められている場合であつて、占用の期間が1月未満のものに限る。）に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 占用料の算出の単位が日で定められているものについて、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。